



丹波国森

令和4年度

交流促進パワーアップ事業

(地域づくり活動応援事業)

助成のご案内

魅力ある地域づくりを目指して、地域団体が地域社会の共同利益の実現や地域の活性化に向けて主体的に取り組む活動に対して助成を行います。

中高生等若者向けの事業を実施する団体や中高生等が実施主体となった団体は、ユース枠での申請が可能です。



《募集期間》

第1期：令和4年2月16日（水）～3月11日（金）

第2期：令和4年3月12日（土）～4月30日（土）

※ 本事業は兵庫県議会において令和4年度当初予算案が議決されることが前提となります。

※ 助成金申請書の様式は、兵庫県丹波県民局のホームページからダウンロードできます。

こころ豊かな美しい丹波地域推進会議
兵庫県丹波県民局

1 助成の要件

(1) 対象団体

地域団体の単位組織、連合組織（校区、市域、県民局ブロック等）及び地域団体が各種団体とともに
つくる実行委員会組織とします。

【 地域団体とは 】

自治会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、愛育会、いずみ会など「こころ豊かな美しい丹波地域推進
会議」の構成団体のほか、まちづくり協議会、自治協議会、自主防災組織、特定非営利活動法人（NPO法
人）、学生団体などのことをいい、以下の要件を満たすものとします。

- ア 丹波地域の中の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
- ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。（中学校・高等学校等の学校内に事務局をもつ
グループの場合を除く。）
- エ 規約や代表者を定めていること。
- オ 中学生・高校生等が主体のグループにあっては、教諭、顧問又は保護者等生徒以外による金銭管理がで
きること。

(2) 対象事業

募集枠ごとに要件が異なります。ユース枠または一般枠のいずれか一方を選択し申請してください。

ア ユース枠・・・下記の(ア)～(イ)の要件をすべて満たす事業を対象とします。

(ア) 中高生等の丹波地域の若者が主体となって行う事業や中高生等の丹波地域の若者を対象に行う事業
で、ふるさとの風土への理解を深め、地域への愛着の醸成に資すると認められるもの。

(イ) 対象団体が1つ以上の地域団体と協働して主体的に取り組む新規又は拡大事業で、事業の継続や発
展が将来的に認められるもの。

既存の事業に新たな取り組みを加えた事業も対象とする。

(ウ) 次の基準全てに該当し内容が優れたもの。

- a 地域団体の企画力の強化、情報・ネットワーク機能の強化又は組織基盤・事務局機能の強
化のための新しい取り組みであること。
- b 他の地域団体のモデルとなる取り組みであること。
- c 地域社会の共同利益の実現につながる取り組みであること。

(エ) 同一年度内に1団体につき1事業のみを対象とする。

イ 一般枠・・・上記のアの要件のうち、(イ)～(エ)を満たす事業を対象とします。

(3) 対象外事業

ア 地域団体及び地域団体を構成する者の財産の形成又は営利を主たる目的とする事業

イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

ウ 反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業

エ 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）」等に規定する別に掲げる者が実施する事業

オ 定期的（毎年、毎月等）に実施されている又は実施されていた事業（新たな取り組みを加えるこ
とにより、活動の広がりが認められる場合を除く。）

カ 単に備品購入又は施設整備のみを目的とする事業

キ 兵庫県（以下「県」という。）又は県の外郭団体から補助金・助成金等を受けている事業

ク 過去5年間において交流促進パワーアップ事業助成金の交付を3回受けた地域団体が実施する
事業

(4) 助成対象になる事業の実施期間

募集期別	事業着手日	事業完了日
第1期	令和4年4月1日以降	令和4年5月31日まで
第2期	令和4年4月1日以降	令和4年6月1日以降 令和5年3月31日まで

2 助成の内容

(1) 助成金額

25万円以内（千円単位）

- ・ 募集枠ごとに、助成対象経費に対する助成率を定めています。
- ・ 申請団体数が募集团体数を上回る場合などには、審査により不採択となる場合があります。

枠	助成率	募集团体数
ユース枠	2/3 以内	2 枠
一般枠	1/2 以内	10 枠

(2) 助成対象経費

事業の実施に必要な経費の一部を助成します。対象経費の詳細は【別紙】をご参照ください。

3 申請方法

(1) 募集期間

第1期：令和4年2月16日（水）～3月11日（金） 第2期：令和4年3月12日（土）～4月30日（土）

(2) 受付場所・時間

こころ豊かな美しい丹波地域推進会議事務局（丹波市柏原町柏原 5600（県立丹波の森公苑 1階））
9:00～12:00、13:00～17:00（休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日））

(3) 留意事項

- ・ 丹波県民局ホームページ（<https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/tanba/index.html>）で申請書の様式を入手し、できる限りパソコン等を使って作成してください。申請書用紙の配付をご希望の場合は、こころ豊かな美しい丹波地域推進会議事務局までご連絡ください。
- ・ 募集期間内に助成金申請書（様式第1号）を、こころ豊かな美しい丹波地域推進会議事務局までお持ちください。 ※郵送、電子メールによる申請は受け付けません。
- ・ 受付時に資料の確認、聞き取りを行うため、事業内容等を説明できる方がお越しく下さい。
- ・ 混雑を避け、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、必ず予約をしてください。
- ・ 書類の修正をお願いする場合がありますため、期限に余裕を持って早めの提出をお願いします。

4 審査方法

(1) 書類審査・・・申請書類による1次審査を行います。

(2) 公開審査・・・書類審査通過団体は、公開審査に出席していただきます。

書類審査通過団体について、「地域づくり活動支援会議」による公開審査を行い、助成団体及び助成金額等を決定します。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、「地域づくり活動支援会議」の委員による書面審査に変更することがあります。

第1期：令和4年3月27日（日） 第2期：令和4年5月22日（日）

(3) 審査基準

- ア 地域課題を的確に認識し、その課題解決（共同利益の実現）につながるか。
- イ 事業内容に新しい工夫が見られ、他の地域団体のモデルとなるか。地域への効果は大きいか。
- ウ 他の地域団体との協働、構成員が役務の提供等で積極的に参加するなど、多くの地域住民等が関わりを持っているか。
- エ 事業計画上ソフト事業のウエイトが高いか。予算の積算、自己資金は適正か。次年度以降の展開の可能性が期待できるか。
- オ 地域団体の活性化につながる取り組みであるか。

5 採択後の流れ

(1) 助成金交付決定のお知らせ

審査結果を文書でお知らせします。

(2) 事業の実施

- ・ 実績報告時の添付書類として提出いただくため、事業の様子分かる写真を撮影しておいてください。提出いただいた写真は、事例集等で紹介することがあります。
- ・ チラシ等の印刷物、ホームページの作成にあたっては、「交流促進パワーアップ事業」の助成を受けている旨を明記してください。
- ・ 事業内容の変更を行う場合、あらかじめ助成金変更交付申請書（様式第4号）を提出してください。
※ 添付書類： 事業計画書、収支予算書

(3) 実績報告書（様式第8号）の提出

事業完了後14日以内、または令和5年4月10日（月）のいずれか早い日までに提出してください。

※ 添付書類： 事業実施報告書、収支決算書、領収書（経費及び内訳が確認できるもの）、写真、記事、チラシ等印刷物

※ 提出期限までに実績報告書の提出がない場合は、助成金の交付決定を取り消すことがあります。

(4) 助成金の支払い

実績報告書を精査のうえ、助成金額を確定し、助成金請求書（様式第10号）に基づき指定口座へ助成金を振り込みます。なお、事業の一部が終了した場合、又は事業が実施されることが確実と認められる場合、助成額の1/2を限度として助成金概算払請求書（様式第12号）に基づき概算払を行います。（千円単位）

※ 添付書類： 事業に要した経費及び内訳を確認できる書類（領収書、請求書）

(5) 活動報告会への参加（令和5年2～3月頃）

助成を受けた団体は、報告会で取り組み内容や成果を報告いただきます。

(6) ホームページ等での紹介

助成事業を通じて得られたノウハウを広く役立てるため、実績報告書の内容を県民局ホームページや事例集等で紹介させていただくことがあります。

お問い合わせ・申請書提出先

不明な点はお気軽にお問い合わせください。

こころ豊かな美しい丹波地域推進会議 事務局

（兵庫県丹波県民局 県民交流室 県民課）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 5600 丹波の森公苑内

TEL 0795-73-0690 / FAX 0795-72-0899

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

令和4年度交流促進パワーアップ事業の助成対象経費・対象外経費

(1) 助成対象経費 (例示)

謝金	講師・一時保育・手話・要約筆記等の謝金 ※1人1回あたり3万円を上限とする
旅費	講師等交通費(実費)
需用費	活動に要する消耗資材、書籍、事業目的遂行に必要な食材費
印刷費	冊子、募集チラシ、会議資料等の印刷代 ※チラシ等広報印刷物には、交流促進パワーアップ事業による助成を受けている旨の記載が必要
役務費	郵送・郵券代、通信運搬費、振込手数料
保険料	イベント保険、ボランティア保険 ※申請団体の構成員に係るものは対象外
委託費	会場設営など専門業者に委託する代金 ※助成対象経費の1/2を上限とする
使用料	会場使用料、機器レンタル・リース料
その他	審査で必要と認められるもの

(2) 対象外経費 (例示)

謝金	講師等謝金の上限額(1人1回あたり3万円)を超える部分 申請団体の構成員への謝金
旅費	申請団体の構成員の交通費
食糧費	会議等での弁当・食事・お茶・お酒
需用費	イベントの記念品・参加賞、販売物の仕入れ材料費
備品	概ね1年以上使用に耐え、かつ購入価格が10万円以上のもの
使用料	申請団体の構成員が所有する草刈り機・軽トラ等の労務や物品提供に係る使用料
その他	領収書がない等、用途が不明な経費

助成事業のイメージ

◆身近な課題から広域的な課題まで、さまざまな事業展開が考えられます。

○都市との交流を深め、丹波地域の田舎暮らしを推進する。

- （例）・都市住民との交流会の開催や、農作業体験等による丹波地域の魅力発信、田舎暮らしのPR等をする。（一般枠）
- ・都市部の大学生を地域に呼び込み、人手のない田畑の管理や収穫などの作業を地元住民と連携して行う仕組みをつくる。（一般枠）



○地域ぐるみで子育て支援に取り組む。

- （例）・地域の大人やお年寄りが子ども達に昔遊びを教えるなど、三世代が交流するイベントを開催する。（一般枠）
- ・地域の歴史や伝統文化についての学習会を開催する。（一般枠）

○地域ぐるみで健康づくりに取り組む。

- （例）・地域で健康づくり体操を考案し、子どもから高齢者まで参加する体操教室を開催する。（一般枠）
- ・ウォーキングコースを設定し日常的な運動の場や地域住民の憩いの場として活用する。（一般枠）

○自然環境・貴重動植物の保全、不法投棄の未然防止活動などを進める。

- （例）・ホタルやトンボの生息調査やビオトープづくりを通じて住民の環境保全意識を高める。（一般枠）
- ・地域の若者を対象に、森林資源を活用したワークショップ等を開催することで、地域の里山文化や森林資源について理解を深め、里山に関わる人材育成のきっかけとする。（ユース枠）

○食育を通して「食の安全・安心」を普及する。

- （例）・料理講習会等を通して「食の安全・安心」を考える学習の機会づくりを行う。（一般枠）
- ・伝統料理を若い世代に伝え、地域の農産物への理解を深めることにより、地域の食文化を伝承する。（ユース枠）

○さまざまな分野での相互交流を行う。

- （例）・地域文化サークルの相互交流や地域課題の合同学習会などを開催する。（一般枠）
- ・多くの住民や団体が参加して、地域のシンボルとなるイベントを開催する。（一般枠）
- ・地域外の団体やNPO法人とネットワークを組み、情報交換やフォーラムを実施し、それぞれが協力して活動することで地域課題の解決を図る。（一般枠）
- ・多くの団体の連携により、伝統芸能など地域文化の継承をしたり、子どもや若者の社会体験・しごと体験の機会をつくったりすることで、地域への愛着を持たせ、地域で働くことを考えるきっかけづくりをする。（ユース枠）
- ・高校生等の若者が中心となり、地域住民を巻き込んでイベントを開催し、地元の特産品や文化などへの理解を深め、地元への愛着の醸成を図る。（ユース枠）